

中央保健所  
健康危機対処計画（感染症編）  
について

中央保健所健康づくり課

- 令和4年12月  
「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）改正



- 令和5年3月  
「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」改正  
保健所は、平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、健康危機対処計画を策定することが示された。

中央保健所  
健康危機対処計画  
(感染症編)

2024年3月

# 目次

第1	健康危機対処計画の基本的な考え方等	
1	基本的な考え方	2
2	保健所における健康危機対処計画の位置づけ等	2
3	実効性の担保と定期的な評価	3
第2	平時における準備	
1	業務量・人員数の想定	4
2	組織体制	6
3	業務体制	8
第3	感染状況に応じた取組、体制	
1	組織体制	12
2	業務体制	16
3	関係機関等との連携	23

# 平時における準備

業務量・人員数の想定

表 2 - 1 中央保健所の感染症対応業務を行う 1 日当たりの必要人数

保健所業務例（感染症）	人材派遣		市町村 応援派遣	IHEAT 要員	本庁等応援職員		自保健 所職員	計
	専門職	事務職	専門職	専門職	専門職	事務職		
発生届処理(受理、代理入力)	0	0.5	0	0	0	0	0	0.5
積極的疫学調査	0	1	1	1	0	0	2	5
入院入所調整	0	0	0	0	0	0	1	1
患者移送	0	0	0	0	0	0	3	3
健康観察	0	0	1	0	0	0	1	2
行政検査（検体採取等）	0	0	0	0	0	0	3	3
検体搬送	0	0	0	0	0	0	1	1
医療機関からの検査依頼対応	0	0	0	1	0	0	0	1
帰国者接触者相談センター対応	0	0	0	0	0	0.2	0	0.2
帰国者接触者フォローアップシステム対応	0	0	0	0	0	0.2	0	0.2
食料等生活物資支援	0	0	0	0	0	0.2	0	0.2
入院勧告、就業制限通知事務	0	0	0	0	0	0.2	0.5	0.7
入院費公費負担処理事務	0	0	0	0	0	0.2	0.5	0.7
感染症診査会事務	0	0	0	0	0	0	1	1
外来診療検査医療機関申請受理	0	0	0	0	0	0	1	1
電話相談	0	0.5	0	0	0	0	2	2.5
合計	0	2	2	2	0	1	16	23

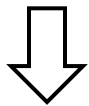
※ I H E A T 要員は、医師、保健師等で、保健所業務支援のための専門職員

# IHEATについて

- ・ IHEATとは

感染症のまん延等の健康危機が発生した場合に地域の保健師等の専門職が保健所の業務を支援する仕組み。

- ・ 感染症のまん延等の健康危機発生時に速やかにIHEAT要員による支援が受けられるようにIHEATが法定化（令和5年4月1日施行）



（目的）

外部の専門職を有効に活用し、保健所業務のひっ迫を防ぐ。

# 支援可能な保健所として中央保健所を 第1希望としているIHEAT要員

職種	医師	保健師	看護師	助産師	獣医師	薬剤師	管理栄養士	理学療法士	その他
計 3 3	2	1 1	1 0	2	1	2	3	1	1



# 感染状況に応じた取組と体制

# 宮崎県新型コロナウイルス等対策本部の組織

## 宮崎県新型コロナウイルス等対策本部

本部長=知事 副本部長=副知事

### 本部会議

本部員=各部署長等

### 総合対策部

部長=福祉保健部長

宮崎県感染症対策審議会

### 対策本部会議幹事会

構成=関係各課室長

### 部局対策部

対策部長=部局長等

警察本部対策部	教育委員会対策部	病院局対策部	企業局対策部	会計管理局対策部	県土整備対策部	農政水産対策部	商工観光労働対策部	環境森林対策部	福祉保健対策部	総務対策部	総合政策対策部
---------	----------	--------	--------	----------	---------	---------	-----------	---------	---------	-------	---------

### 地域対策本部(保健所)

西臼杵	延岡	日向	児湯	西諸県	北諸県	南那珂	中部
-----	----	----	----	-----	-----	-----	----

県外事務所連絡部

# 中央保健所体制組織図

<b>本部長 保健所長</b> <b>副本部長 次長</b>		総括、指揮、決定 情報集約、情報伝達																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>班</th> <th>主な担当課</th> <th>主な業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <b>総括</b>                      班 長：次長                      副班長：総務企画課長                 </td> <td>                     次長                      総務企画課                 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人員の確保、配置及び活動状況の把握</li> <li>・ B C P体制運営</li> <li>・ 県本部との連絡調整</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td> <b>総務班</b>                      班 長：総務企画課長                      副班長：総務企画担当職員                 </td> <td>                     総務企画課                 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 物品の管理、調達</li> <li>・ 基本情報入力、出力、管理</li> <li>・ 診査会提出書類</li> <li>・ 勧告文書事務</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td> <b>積極的疫学調査班</b>                      班 長：健康づくり課長                      副班長：健康づくり担当リーダー                 </td> <td>                     健康づくり課                 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 陽性者の積極的疫学調査</li> <li>・ クラスター対応</li> <li>・ 陽性者管理</li> <li>・ 接触者等への疫学調査</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td> <b>健康観察班</b>                      班 長：健康づくり課長                      副班長：健康づくり担当リーダー                 </td> <td>                     健康づくり課                 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自宅療養者の健康観察</li> <li>・ 濃厚接触者の健康観察</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td> <b>検体採取班</b>                      班 長：衛生環境課長                      副班長：監視指導担当リーダー                 </td> <td>                     衛生環境課                 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検査体制の整備</li> <li>・ 検体採取、搬入</li> <li>・ 検査結果の連絡（陰性）</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td> <b>患者搬送班</b>                      班 長：衛生環境課長                      副班長：衛生環境担当リーダー                 </td> <td>                     衛生環境課                 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 患者搬送</li> <li>・ 搬送車両の消毒</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>			班	主な担当課	主な業務	<b>総括</b> 班 長：次長 副班長：総務企画課長	次長 総務企画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人員の確保、配置及び活動状況の把握</li> <li>・ B C P体制運営</li> <li>・ 県本部との連絡調整</li> </ul>	<b>総務班</b> 班 長：総務企画課長 副班長：総務企画担当職員	総務企画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 物品の管理、調達</li> <li>・ 基本情報入力、出力、管理</li> <li>・ 診査会提出書類</li> <li>・ 勧告文書事務</li> </ul>	<b>積極的疫学調査班</b> 班 長：健康づくり課長 副班長：健康づくり担当リーダー	健康づくり課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 陽性者の積極的疫学調査</li> <li>・ クラスター対応</li> <li>・ 陽性者管理</li> <li>・ 接触者等への疫学調査</li> </ul>	<b>健康観察班</b> 班 長：健康づくり課長 副班長：健康づくり担当リーダー	健康づくり課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自宅療養者の健康観察</li> <li>・ 濃厚接触者の健康観察</li> </ul>	<b>検体採取班</b> 班 長：衛生環境課長 副班長：監視指導担当リーダー	衛生環境課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検査体制の整備</li> <li>・ 検体採取、搬入</li> <li>・ 検査結果の連絡（陰性）</li> </ul>	<b>患者搬送班</b> 班 長：衛生環境課長 副班長：衛生環境担当リーダー	衛生環境課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 患者搬送</li> <li>・ 搬送車両の消毒</li> </ul>
班	主な担当課	主な業務																					
<b>総括</b> 班 長：次長 副班長：総務企画課長	次長 総務企画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人員の確保、配置及び活動状況の把握</li> <li>・ B C P体制運営</li> <li>・ 県本部との連絡調整</li> </ul>																					
<b>総務班</b> 班 長：総務企画課長 副班長：総務企画担当職員	総務企画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 物品の管理、調達</li> <li>・ 基本情報入力、出力、管理</li> <li>・ 診査会提出書類</li> <li>・ 勧告文書事務</li> </ul>																					
<b>積極的疫学調査班</b> 班 長：健康づくり課長 副班長：健康づくり担当リーダー	健康づくり課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 陽性者の積極的疫学調査</li> <li>・ クラスター対応</li> <li>・ 陽性者管理</li> <li>・ 接触者等への疫学調査</li> </ul>																					
<b>健康観察班</b> 班 長：健康づくり課長 副班長：健康づくり担当リーダー	健康づくり課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自宅療養者の健康観察</li> <li>・ 濃厚接触者の健康観察</li> </ul>																					
<b>検体採取班</b> 班 長：衛生環境課長 副班長：監視指導担当リーダー	衛生環境課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検査体制の整備</li> <li>・ 検体採取、搬入</li> <li>・ 検査結果の連絡（陰性）</li> </ul>																					
<b>患者搬送班</b> 班 長：衛生環境課長 副班長：衛生環境担当リーダー	衛生環境課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 患者搬送</li> <li>・ 搬送車両の消毒</li> </ul>																					

感染状況	取組と体制
① 海外や国内で新たな感染症等が発生した時（発生の公表前）	保健所は、本庁、衛生環境研究所、関係機関等と相互に連携を図り、必要な情報の収集及び分析を行うとともに、管内発生に備えて保健所体制の整備を行う時期。また、必要に応じて地域対策本部を設置。
② 流行初期（発生の公表から1ヶ月間）	保健所は、管内において感染者が発生した場合、感染拡大をできる限り抑えるため、感染者の早期発見、感染経路の特定や濃厚接触者の把握等に係る積極的疫学調査及び行政検査、感染者の健康観察や入院調整等の専門的業務の実施、感染拡大に備えた体制を整える時期。また、宮崎県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、地域対策本部を設置（以降継続）
③ 流行初期以降	保健所は、感染症患者の療養先の振り分けや入院調整を行うとともに、感染症のまん延が長期化することも考慮し、本庁職員、I H E A T要員や市町村等からの応援体制を含めた人員体制、受入体制を構築し、国の方針に基づく保健所機能の重点化、県民及び職員等に対する精神保健福祉対策等を推進する時期
④ 感染が収まった時期	保健所は、通常業務にシフトするとともに、感染流行の状況や保健所体制の振り返りを行い、次の感染の波に備える時期

健康危機に関する研修や訓練

表 2-2 健康危機対応に関する研修や訓練

主催先	目標値
保健所主催の研修や訓練の開催回数	年 1 回以上
本庁主催の研修や訓練に参加	年 1 回以上
関係機関主催の研修や訓練に参加 (例：感染対策向上加算 1 医療機関合同カンファレンス等)	年 1 回以上

- ・ 新興感染症対応人材の確保に向けた研修

- ① 医療機関、高齢者施設等従事者向け研修

- ② 保健所職員向け研修、訓練

- ・ IHEAT研修

- 保健所の業務を支援するための実践的研修